

(証券コード3686)

2024年6月7日

株 主 各 位

東京都千代田区麹町三丁目3番地4
株式会社ディー・エル・イー
代表取締役 小 濱 直 人

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.dle.jp/>



（上記ウェブサイトアクセス「IR INFO」「IR情報」「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証のウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ディー・エル・イー」又は「コード」に当社証券コード「3686」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後記の「議決権行使のご案内」をご参照いただき、2024年6月21日（金曜日）午後7時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月24日（月曜日）午後1時
2. 場 所 東京都新宿区市谷八幡町8番地 TKP市ヶ谷ビル
TKP市ヶ谷カンファレンスセンター
【6F】カンファレンスルーム6D
3. 目的事項
報告事項
 1. 第23期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員
会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第23期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
 - 第2号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件
 - 第3号議案 資本金の額の減少及び剰余金の処分の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面を合わせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

①連結計算書類の「連結注記表」

②計算書類の「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

議決権行使方法のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討いただき、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。議決権の行使には、以下の4つの方法がございます。

1. 株主総会へのご出席による議決権の行使

議決権行使書用紙を、会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時：2024年6月24日（月曜日）午後1時

2. 議決権行使書用紙の郵送による議決権の行使

議決権行使書用紙に、各議案に対する賛否をご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

議決権行使期限：2024年6月21日（金曜日）午後7時到着分まで

3. インターネットによる議決権の行使

パソコンから下記の議決権行使ウェブサイトアクセスし、議決権行使書用紙記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

議決権行使期限：2024年6月21日（金曜日）午後7時入力分まで

4. スマートフォン等による議決権の行使

議決権行使書用紙の右下に掲載の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を、スマートフォンまたはタブレット端末で読み取り、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご入力ください。なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

議決権行使期限：2024年6月21日（金曜日）午後7時入力分まで

(注) 書面とインターネット・スマートフォン等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット・スマートフォン等によるものを有効とさせていただきます。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

■パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話照会先：0120-652-031（通話料無料）

（受付時間 午前9時～午後9時）

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、一部の経済活動の正常化が進みましたが、為替変動や原材料、エネルギー価格の上昇等が企業活動及び個人消費に影響を及ぼしており、また、金融資本市場の変動等もあり、不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く環境においては、スマートフォンやタブレットPCなどのスマートデバイスの普及が世界規模で急速に拡大し、それにともない、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、動画配信サイト、ソーシャルゲーム、コミュニケーションアプリなどの新たなサービスの利用が拡大しております。

そのような環境変化は、人々のライフスタイルを、スマートデバイス等を使い、最適メディアを選択し、必要なときに必要な時間だけコンテンツを消費し、SNS等を使って即時に情報や感動を共有するといったメディア接触方法の多様化、コンテンツ視聴の短時間化、情報共有のリアルタイム化へと世界規模で変化させ、「スキマ時間に楽しめるショートコンテンツ」といった新たな付加価値へのニーズを急速に拡大させてきました。

また、インターネット動画配信等の新興メディアの興隆で競争が激化するメディア業界においては、オリジナルコンテンツによる差別化の重要性が増えてきております。

このような事業環境の中、当社グループでは、視聴者や消費者等の多様化し変化の速い嗜好や価値観、旬な時事ネタ等を捉え、適時に対応することを強みとするファスト・エンタテインメント事業を展開し、インターネット時代にマッチしたオリジナルコンテンツを量産してまいりました。

当連結会計年度においては、既存IPを活用した新規ビジネスモデル構築やセールスポモーション施策の営業活動拡大、新規IP開発による新たな収益獲得を図る等、各種サービスを展開いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は1,705,511千円（前連結会計年度比15.6%減）、営業損失は589,396千円（前連結会計年度は344,623千円の損失）、経常損失は590,856千円（前連結会計年度は336,880千円の損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は520,656千円（前連結会計年度は582,318千円の損失）となりました。

なお、当社グループは、ファスト・エンタテインメント事業の単一セグメントであります。

- (2) 設備投資の状況
特記すべき事項はありません。
- (3) 資金調達の状況
特記すべき事項はありません。
- (4) 重要な組織再編等の状況
特記すべき事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、「日本におけるIP・コンテンツ・ブランドビジネスの最高の舞台であり、世界を相手に事業展開する企業グループです」という経営ビジョンの実現に向けて、経営施策に取り組んでおります。

昨今、世界規模でのインターネットの進歩と拡張、スマートフォン、タブレットPCなどのスマートデバイスの急速な普及、ソーシャルメディア、動画配信・投稿サイトなどの新たな成長メディアの興隆等がメディア環境を大きく変化させております。

また、ARやVR、AIやブロックチェーン技術などの新技術が急速に発達し、ブロックチェーンゲームなどの新たなサービスが普及しております。

このような中、人々のライフスタイルは、スマートデバイスを使い最適メディアを選択し、必要なときに必要な時間だけコンテンツを消費し、SNSを使って即時に情報や感動を共有するといったメディア接触方法の多様化、コンテンツ視聴の短時間化、情報共有のリアルタイム化へと変化し、当社グループの主力領域である「スキマ時間に楽しめるショートコンテンツ」といった新たな付加価値へのニーズを急速に拡大させております。

今後も、中長期にわたり革新的なエンタテインメントやコミュニケーションを継続的に創造する、ファスト・エンタテインメント事業を推進するため、以下の課題を対処すべき課題として認識しております。

① IP(著作権・商標権等の知的財産権)の保有

近年のデジタル化とマルチメディア化の中においては、新しいメディアやSNS等新しいサービスの栄枯盛衰が激しく、旬のメディアやサービスに柔軟かつ迅速にIPビジネスを展開することが必要となってきております。そのため、当社グループでは迅速な意思決定を担保するために、IPを保有することが重要と考えております。

特に、製作委員会を用いた新規IPの開発に際しては、当社又は製作委員会がIPを保有すること及び製作委員会に対する出資者数を限定することに留意しており、柔軟な意思決定ができるよう努める方針です。

② 新規IPの量産とプロデュース

当社グループは、マルチメディア化とユーザー嗜好の細分化によって、単一IPをマスメディア放送によってプロデュースする手法は費用対効果が低下してきていると考えており、新規IPのプロデュースに関して、まず地方局、インターネット放送局、ウェブメディア、SNS等の特定メディアが持つコミュニティへのアプローチが重要と考えております。

メディアネットワークと短納期・低コストの制作システムの強みを活かし、新規IPを量産し多数のコミュニティへの同時多発的な事業展開を行ってまいります。

③ 新しい知的財産権ビジネスの開発

マルチメディアにプロモーションを展開したい広告主のニーズが拡大する中、当社グループでは、ソーシャル・キャラクターや保有ブランドを活用し、わかりやすく商品・サービスの紹介・マナー啓蒙を行えること、並びに話題性を喚起する時事ネタやクライアントの要望に対応する適時性や柔軟性に富んだサービスの企画提案を行えることを強みとしています。

また、コンテンツのデジタル化とメディア構造の変化により、IPのライセンス先が多様化してきております。ぬいぐるみやステーションナリー等のリアル商品のライセンスに加え、SNSやスマートフォンでのゲーム、スタンプ、ガジェット等のデジタル商品のライセンスが急増しております。デジタル商品の開発サイクルは、インターネット業界のビジネスサイクルに準じ、大幅に短納期化されています。

当社グループは、今後も引き続き、IPオーナーとして新しいビジネス領域への迅速な展開力と、内製化した制作システムによる大量かつスピード感ある制作力、そして様々なメディアやデバイスへの展開力を活かし、迅速かつ魅力的なソーシャル・キャラクター・マーケティング・サービス、ブランド・マーケティング・サービス及び商品展開を図っていく方針です。

④ 人材登用と能力開発

当社グループは、現時点においては小規模組織ではありますが、今後想定される事業拡大、新規事業及びグローバル展開にともない、継続的に人材の確保が必要であると考えております。また人材の確保とともに、当社グループの経営理念、ビジネスモデルに適した人材の育成及びスピード感あるグローバル展開に対応できる異文化コミュニケーション能力の向上が重要と考えております。当社グループは、必要な人材の確保に努めるとともに、今後も引き続き、教育制度の整備や海外パートナーとの人材交流等を進めて人材の能力開発を図っていく方針です。

⑤ 新規ビジネスの展開

朝日放送グループホールディングス株式会社との資本業務提携により、テレビ及びラジオ等のメディアに代表されるグループ資産を活用した事業展開を図っていく方針です。

⑥ 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、継続的な営業キャッシュ・フローのマイナスにより継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。しかしながら、2019年5月に朝日放送グループホールディングス株式会社との間で、資本業務提携に関する契約を締結しそれに基づく第三者割当による新株式の発行を行ったことによる自己資本の増強等により、当連結会計年度末において現金及び預金1,007,373千円を保有していること、事業連携についても協業を継続的に検討していくこと、投資有価証券勘定に資金化が可能な投資有価証券が含まれていること、より徹底した資金管理を行っていくことから、必要な資金を確保できていると判断しております。

また、以下に示す課題への対処を的確に行うことにより、当該重要事象が早期に解消されるよう取り組んでまいります。

以上より、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

- 1) ソーシャル・キャラクター・マーケティング・サービスの強化
当社保有IPであるソーシャル・キャラクターを活用した広告・マーケティングプラン等の企画提案及びテレビコマースやインターネット動画広告等のデジタルコンテンツ制作等を提供し、主に広告・マーケティング収入を得ることを目的としたソーシャル・キャラクター・マーケティング・サービスは、当社において売上総利益率が高く、過年度より安定的な収益の基盤となっております。

そのため、当社は、当該事業を強化していくことで、安定した収益獲得を目指してまいります。

具体的には、当社の主要IPである「秘密結社 鷹の爪」を中心とした自社IPの提案の実施、提案件数の増加を目的とした外部機関の活用等の施策を講じてまいります。

- 2) 当社保有IPのIP価値向上

上記1)に記載のとおり、ソーシャル・キャラクター・マーケティング・サービスを強化していくためには、当社保有のIP価値向上が必要不可欠であると判断しております。

そのため、当社は、当社保有IPの価値向上に努め、安定した収益獲得を目指してまいります。

具体的には、SNS等での露出及び過去のテレビシリーズの配信等を通じたメディアへの露出機会を増加するための施策を講じてまいります。また、これにともなうライセンス収入の獲得も、安定した収益基盤の構築へ寄与するものと考えております。

- 3) ブランドとのシナジー創出

朝日放送グループホールディングス株式会社が保有する「放送事業（テレビ及びラジオ）等」、経営参画する「amadana」等のブランドとの協業を推進し、シナジー効果を創出することにより、収益の拡大に努めてまいります。

具体的には当社の強みであるプロデュース力を活かし、朝日放送グループホールディングス株式会社及び株式会社アマダナ総合研究所と連携し、積極的な営業推進、新規ビジネスの展開等の施策を講じてまいります。

- 4) 売上原価、販売費及び一般管理費の削減

当社は、当社事業の強みであるプロデュース力及びクリエイティブ力を確保した上で、引き続き、外注費等の売上原価、販売費及び一般管理費の削減に努め、収益性の改善に注力してまいります。

- 5) 事業の選択と集中

当社とのシナジーが期待できない資産については処分することを検討し、当社の強みである事業に投資を集中してまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	2021年3月期 第20期	2022年3月期 第21期	2023年3月期 第22期	2024年3月期 第23期 (当連結会計年度)
売 上 高 (千円)	1, 117, 363	1, 640, 294	2, 020, 801	1, 705, 511
親会社株主に 帰属する(千円) 当期純損失(△)	△514, 511	△315, 160	△582, 318	△520, 656
1株当たり 当期純損失(△) (円)	△12. 15	△7. 44	△13. 71	△12. 25
総 資 産 (千円)	3, 893, 256	3, 576, 559	3, 183, 776	3, 615, 167
純 資 産 (千円)	3, 384, 389	3, 161, 180	2, 784, 790	2, 942, 534

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	2021年3月期 第20期	2022年3月期 第21期	2023年3月期 第22期	2024年3月期 第23期 (当事業年度)
売 上 高 (千円)	620, 851	851, 073	697, 777	799, 672
当期純損失(△) (千円)	△512, 698	△312, 677	△644, 471	△476, 097
1株当たり 当期純損失(△) (円)	△12. 11	△7. 38	△15. 18	△11. 20
総 資 産 (千円)	3, 716, 157	3, 473, 358	2, 844, 605	3, 640, 045
純 資 産 (千円)	3, 404, 636	3, 197, 796	2, 668, 858	3, 017, 500

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は、朝日放送グループホールディングス株式会社であり、同社は、当社の議決権比率51.75%を保有しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率(%)	事業内容
ちゅらっぷす株式会社	44,000 千円	100.0	スマートフォン向けゲームアプリの新規開発事業等
PEGASUS TECH VENTURES COMPANY II, L. P.	7,588 千USドル	98.9	投資運用業務
麥菲爾股份有限公司	3,750 千台湾ドル	60.0	小売業、クラウドファンディング業、メディア業等

(8) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

① IPの企画開発、制作

IPの映像コンテンツ(アニメーション、スマートフォンアプリ等のデジタルコンテンツ)の企画開発・制作及び制作後の総合的な展開(テレビ・ウェブ・映画等のメディア展開、グッズ、ゲーム化、イベント運営及び海外展開等)のプランの策定及び実行等により、主に制作収入及び当該IPのプロモーション収入を得ております。

企画開発・制作の対象となるIPは、当社が開発し、著作権を保有するIP(オリジナルIP)が中心ですが、他社が保有するIPのリプロデュースも一部対象としております。

② ソーシャル・キャラクター・マーケティング・サービス

顧客の扱う商品やサービスの紹介、マナー啓蒙及び観光誘致等の地域活性化のため、キャラクターのソーシャルな特徴を活かしてロコミ等により伝播していく広告・マーケティングプラン等の企画提案及びテレビコマercialやインターネット動画広告等のデジタルコンテンツ制作等を提供し、主に広告・マーケティング収入を得ております。

③ デジタルコンテンツの企画開発

キャラクターのソーシャルな特徴を活かしたスマートフォンアプリ、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)向けのゲーム・スタンプ等を企画開発・提供し、主に課金収入・ライセンス収入を得ております。

④ その他

製作委員会からの分配金収入及びライセンシーからのライセンス料等による権利収入並びにグッズ販売による小売収入を得ております。

(9) 主要な営業所及び工場 (2024年3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 千 代 田 区

② 子会社

名 称	所 在 地
ちゅらっぷす株式会社	沖 縄 県 那 覇 市
PEGASUS TECH VENTURES C O M P A N Y I I , L . P .	米 国 カ リ フ オ ル ニ ア 州
麥 菲 爾 股 份 有 限 公 司	台 北 市 大 同 区

(10) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況 125名 (前連結会計年度末比14名増)

(注) 1. 従業員数は、就業人数であり、アルバイト及び派遣社員等の臨時雇用者は含まれておりません。

2. 当社グループにおける報告セグメントはファスト・エンタテインメント事業のみであるため、セグメント別の記載はしておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
65名	14名増	35.3歳	4年7か月

(注) 従業員数は、就業人数であり、アルバイト及び派遣社員等の臨時雇用者は含まれておりません。

(11) 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2024年3月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 52,680,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 42,514,200株 |
| (3) 株主数 | 7,072名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
朝日放送グループホールディングス(株)	22,000,000株	51.75%
椎木 隆太	6,842,380株	16.09%
Hasbro, Inc	720,000株	1.69%
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	448,000株	1.05%
J P モルガン証券(株)	334,539株	0.79%
楽天証券(株)	331,900株	0.78%
小野 亮	165,000株	0.39%
廣中 龍蔵	150,000株	0.35%
福村 貴雄	140,000株	0.33%
東京短資(株)	140,000株	0.33%

(注) 椎木隆太氏の持株数は、本人及び親族が株式を保有する資産管理会社の株式会社LYSが保有する株式数1,423,400株(3.35%)を含めた実質持株数を記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2024年3月31日現在）

2021年7月19日開催の取締役会決議による第20回新株予約権

- ・新株予約権の数
3,213個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 321,300株
- ・新株予約権の発行価額
1個当たり 2,800円
- ・新株予約権の行使価額
1個当たり 1円
- ・新株予約権の行使期間
2023年7月1日から2025年9月30日まで
- ・その他の条件

a) 新株予約権者は、当社の2023年3月期、2024年3月期又は2025年3月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書の営業利益が0円超となった場合、当該営業利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から、本新株予約権を行使することができる。なお、営業利益の判定においては、当該連結損益計算書に本新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した営業利益をもって判定するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

b) 新株予約権者は、上記 a) の当該営業利益の水準を最初に充たした期の期末日において、取締役又は従業員（執行役員を含む）であることを要する。

c) その他の条件については、取締役会決議に基づき、本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。

- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	1,785個	178,500株	1名
執行役員	1,428個	142,800株	2名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2024年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	小 濱 直 人	社長執行役員CEO ちゅらっぶず(株) 取締役 (株)大戸屋ホールディングス 社外取締役
取 締 役	椎 木 隆 太	執行役員COO兼CIO (株)CARAVAN Japan 代表取締役
取 締 役	今 村 俊 昭	朝日放送グループホールディングス(株) 常務執行役員 朝日放送テレビ(株) 代表取締役
取 締 役	渡 瀬 ひ ろ み (戸籍名：大塚ひろみ)	(株)アーレア 代表取締役 タメニー(株) 社外取締役 (株)フジ 社外取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	奥 原 淳	(株)イーグルコンサルティング 代表取締 役社長 上智大学 非常勤講師
取 締 役 (監査等委員)	山 岸 洋 一	キャリアフィロソフィー(株) 代表取締役 ニューラルグループ(株) 社外取締役（監 査等委員） Bionic M(株) 社外監査役 情報経営イノベーション専門職大学 客 員教授 SBI大学院大学 教授
取 締 役 (監査等委員)	村 上 斐 子	青山総合法律事務所 オブカウンセル

- (注) 1. 取締役渡瀬ひろみ氏及び監査等委員である取締役奥原淳氏、山岸洋一氏、村上斐子氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員である取締役奥原淳氏は、長年、大手銀行に勤務しており、管理職としての職責も果たしており、高いコンプライアンス意識、倫理観を有し、責任感ある意思決定、経営の監督を行えるものであります。
3. 監査等委員である取締役山岸洋一氏は、長年、大手証券会社に勤務しており、管理職としての職責も果たしており、高いコンプライアンス意識、倫理観を有し、責任感ある意思決定、経営の監督を行えるものであります。
4. 監査等委員である取締役村上斐子氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 当社は、取締役渡瀬ひろみ氏及び監査等委員である取締役奥原淳氏、山岸洋一氏、村上斐子氏を東京証券取引所の定めに基づく、独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするために、奥原淳氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その内容は当該契約に基づく損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とするものであります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間において、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

① 当該保険契約の被保険者の範囲

当社及び会社法に基づく子会社の取締役、監査役などの役員。

② 当該保険契約の内容の概要

被保険者が、その地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金、訴訟費用等を当該保険契約により保険会社が填補するもの。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

ア. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2020年5月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針にあたる取締役報酬規程の制定を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について取締役会の決議によって選任された社外取締役及び代表取締役からなる3名以上の委員で構成される任意の指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、任意の指名報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の報酬等は、株主からの負託に応えるべく優秀な人材の確保・維持、業績向上へのインセンティブの観点が必要であることを考慮し、それぞれの職責に

見合った報酬体系・報酬水準を定めるものと基本方針にて定めております。ただし、非常勤取締役については、業務執行から独立した立場にあることに鑑み、業績により変動する要素を排除して報酬体系・報酬水準を定めるものとしております。

常勤取締役の報酬については役位、職責、当社グループの業績、経営能力等をも考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。非常勤取締役の報酬は、支給実績や同業他社の支給額などを勘案して決定しております。

取締役の個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役がその具体的な内容について委任を受けており、その権限の内容は、各取締役の報酬としております。当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、代表取締役は任意の指名報酬委員会に原案を諮問し、当該答申の内容に従って決定しております。

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	員数	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取 締 役 (監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	3名 (1名)	59,000 (3,600)	59,000 (3,600)	—	—
取 締 役 (監査等委員) (うち社外取締役)	5名 (5名)	15,500 (15,500)	15,500 (15,500)	—	—
合 計	8名	74,500	74,500	—	—

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役報酬等の額には、2023年6月26日開催の第22回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）2名（うち社外取締役2名）の在任中の報酬等の額が含まれております。
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数には、在任している無報酬の取締役1名が除かれております。
4. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2021年6月21日開催の第20回定時株主総会決議において年額100,000千円以内（うち社外取締役30,000千円以内）（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、4名（うち、社外取締役は1名）です。

5. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2021年6月21日開催の定時株主総会決議において年額40,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名（うち社外取締役3名）です。
6. 取締役会は、代表取締役社長執行役員CEO小濱直人に対し、各取締役の報酬の決定を委任しております。委任した理由は当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に任意の指名報酬委員会がその妥当性などについて確認しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	兼職先	兼職の内容
取締役	渡瀬ひろみ (戸籍名：大塚ひろみ)	(株)アーレア	代表取締役
		タメニー(株)	社外取締役
		(株)フジ	社外取締役
取締役 (監査等委員)	奥原 淳	(株)イーグルコンサルティング	代表取締役社長
		上智大学	非常勤講師
	山岸 洋一	キャリアフィロソフィー(株)	代表取締役
		ニューラルグループ(株)	社外取締役 (監査等委員)
		Bionic M(株)	社外監査役
		情報経営イノベーション専門 職大学	客員教授
	SBI大学院大学	教授	
村上 斐子	青山綜合法律事務所	オブカウンセル	

(注) 兼職先と当社の間には重要な関係はありません。

② 主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	渡瀬ひろみ (戸籍名：犬塚ひろみ)	当事業年度開催の取締役会のうち15回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、同氏は任意の指名報酬委員会の委員を務めており、役員選任及び報酬の妥当性判断及び決定プロセスの透明性判断に際し、重要な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	奥原 淳	2023年6月26日就任以降、当事業年度開催の取締役会12回全てに出席し、当事業年度開催の監査等委員会12回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
	山岸 洋一	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、当事業年度開催の監査等委員会のうち12回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、同氏は任意の指名報酬委員会の委員長を務めており、役員選任及び報酬の妥当性判断及び決定プロセスの透明性判断に際し、重要な役割を果たしております。
	村上 斐子	2023年6月26日就任以降、当事業年度開催の取締役会12回全てに出席し、当事業年度開催の監査等委員会12回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

(注) 上記の当事業年度開催の取締役会のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33,350千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	33,350千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、前事業年度に係る追加報酬が2,850千円含まれております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用
状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、取締役会で定められた経営機構及び行動規範・職務分掌等に基
づき職務の執行を行う。監査等委員会は、法令に定める権限を行使し、取締
役が内部統制システムを適切に構築し、運用しているかを内部監査担当と連
携・協力の上、監視し検証する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は職務の執行に係る情報を社内規程等に従い適切に保存、管理す
る。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、リスク管理を統括する部門を定め、当社の損失の危険を管理
する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、社内規程等を定め、取締役の職務の執行が効率的に行われる
体制を構築する。

取締役会の諮問機関として独立社外取締役が委員長を務める任意の指名報
酬委員会を設置し、当社の取締役の指名及び報酬の決定等に関する手続の公
正性・透明性・客観性を強化する。

(5) 当社及び親会社、子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する ための体制

親会社及び子会社との取引については、法令等の規範に従い適切に行う。
子会社については、関係会社管理規程に基づきそれぞれの状況に応じて必要
な管理を行う。また、子会社においてもコンプライアンス規程に定める事項
が適切に運営されるよう指導・監督する。

(6) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人は、取締役会で定められた経営機構及び行動規範・職務分掌等に基
づき職務の執行を行う。内部監査担当は、監査等委員会と連携・協力の上、
内部統制システムの整備・運用状況を監視し、検証する。

(7) **監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する体制**

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、代表取締役は当該使用人の任命を行う。

(8) **前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任免及び人事考課については、監査等委員会の同意を必要とする。

(9) **当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に対する体制**

当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査等委員会から事業の報告を求められた場合は、速やかに報告する。社内通報制度により、通報窓口である外部の法律事務所が使用人からの通報を受理した場合、管理部門管掌の執行役員に通知し、当該執行役員はただちにこれを監査等委員会に報告する。代表取締役は、取締役会などの重要会議での議論及び定期的な面談等を通じて、監査等委員会との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査等委員会監査の環境整備に必要な措置をとる。

(10) **その他の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

代表取締役は、取締役会などの重要会議での議論及び定期的な面談等を通じて、監査等委員会との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査等委員会監査の環境整備に必要な措置をとる。

(11) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社は、上記の内部統制システムの整備を行っており、かつ取締役会において、継続的に経営上の新たなリスクの対応策について検討している。その上で必要に応じて、社内の諸規程及び業務の見直しを行っており、内部統制システムの実効性向上を行っている。また常勤監査等委員は、社内の重要な会議に出席する等、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備しており、かつ内部統制担当も定期的に内部監査を実施し、日々の業務が法令・定款・社内規程等に違反していないか検証している。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,453,444	流 動 負 債	353,079
現金及び預金	1,007,373	買掛金	152,318
受取手形、売掛金及び契約資産	319,593	短期借入金	1,000
仕掛品	17,375	未払金	111,437
未収還付法人税等	8,180	未払法人税等	14,174
その他	105,682	前受金	7,978
貸倒引当金	△4,761	預り金	64,848
		その他	1,321
固 定 資 産	2,161,723	固 定 負 債	319,553
有形固定資産	2,908	資産除去債務	14,000
建物	40,096	繰延税金負債	305,553
工具、器具及び備品	38,143	負 債 合 計	672,632
減価償却累計額	△75,331	純 資 産 の 部	
無形固定資産	3,933	株 主 資 本	1,997,911
ソフトウェア	3,933	資本金	2,933,933
投資その他の資産	2,154,882	資本剰余金	1,557,900
投資有価証券	2,000,028	利益剰余金	△2,493,921
関係会社株式	61,861	その他の包括利益累計額	842,406
出資金	63,499	その他有価証券評価差額金	667,423
敷金及び保証金	29,491	為替換算調整勘定	174,982
		新株予約権	8,996
		非支配株主持分	93,220
資 産 合 計	3,615,167	純 資 産 合 計	2,942,534
		負 債 純 資 産 合 計	3,615,167

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		1,705,511
売上原価		1,154,339
売上総利益		551,171
販売費及び一般管理費		1,140,568
営業損失		589,396
営業外収益		
受取利息	420	
権利譲渡収入	274	
受取保険金	182	
還付消費税等	410	
暗号資産評価益	549	
その他	475	2,313
営業外費用		
支払利息	23	
為替差損	499	
持分法による投資損失	3,250	
その他	0	3,773
経常損失		590,856
特別利益		
固定資産売却益	26	
投資有価証券売却益	164,100	
受取損害補償金	37,158	
受取保険金	2,741	204,026
特別損失		
減損損失	97,864	
関係会社株式売却損	582	
固定資産除却損	0	
損害補償損失	40,000	138,446
税金等調整前当期純損失		525,276
法人税、住民税及び事業税	3,150	
過年度法人税等	106	3,256
当期純損失		528,532
非支配株主に帰属する当期純損失		7,876
親会社株主に帰属する当期純損失		520,656

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				その他の包括 利益累計額
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他の有価証券 評価差額金
当期首残高	2,933,933	1,557,763	△1,973,144	2,518,552	△40,801
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失			△520,656	△520,656	
連結除外に伴う利益剰余金減少高			△121	△121	
その他		136		136	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					708,224
当期変動額合計	—	136	△520,777	△520,640	708,224
当期末残高	2,933,933	1,557,900	△2,493,921	1,997,911	667,423

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主 持 分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	184,769	143,968	8,996	113,273	2,784,790
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失					△520,656
連結除外に伴う利益剰余金減少高					△121
その他					136
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△9,786	698,437	—	△20,052	678,385
当期変動額合計	△9,786	698,437	—	△20,052	157,744
当期末残高	174,982	842,406	8,996	93,220	2,942,534

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,109,581	流 動 負 債	302,991
現金及び預金	716,373	買掛金	148,798
受取手形、売掛金及び契約資産	264,860	未払金	77,900
商 品	859	未払法人税等	13,585
仕 掛 品	17,375	前 受 金	5,700
貯 蔵 品	58	預 り 金	57,006
前払費用	12,593	固 定 負 債	319,553
関係会社短期貸付金	120,000	資産除去債務	14,000
短期貸付金	45,000	繰延税金負債	305,553
未収入金	3,343	負 債 合 計	622,545
そ の 他	22,724	純 資 産 の 部	
貸倒引当金	△93,609	株 主 資 本	1,987,848
固 定 資 産	2,530,464	資 本 金	2,933,933
有 形 固 定 資 産	0	資 本 剰 余 金	998,238
建 物	38,151	資 本 準 備 金	998,238
工具、器具及び備品	27,492	利 益 剰 余 金	△1,944,323
減価償却累計額	△65,644	その他利益剰余金	△1,944,323
投資その他の資産	2,530,464	繰越利益剰余金	△1,944,323
投資有価証券	1,021,288	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,020,655
関係会社株式	154,759	その他有価証券評価差額金	1,020,655
その他の関係会社有価証券	1,125,881	新 株 予 約 権	8,996
出 資 金	63,499	純 資 産 合 計	3,017,500
関係会社長期貸付金	230,100	負 債 純 資 産 合 計	3,640,045
敷金及び保証金	23,986		
貸倒引当金	△89,052		
資 産 合 計	3,640,045		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		799,672
売 上 原 価		541,617
売 上 総 利 益		258,054
販売費及び一般管理費		726,044
営 業 損 失		467,989
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,304	
為 替 差 益	3	
権 利 譲 渡 収 入	274	
受 取 精 算 金	10,736	
そ の 他	547	13,867
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	102,412	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	14,534	116,949
経 常 損 失		571,072
特 別 利 益		
関 係 会 社 株 式 売 却 益	4,625	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	164,100	168,725
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	65,099	
減 損 損 失	6,360	71,460
税 引 前 当 期 純 損 失		473,807
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		2,290
当 期 純 損 失		476,097

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					株 主 資 本 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計	
当期首残高	2,933,933	998,238	998,238	△1,468,226	△1,468,226	2,463,945
当期変動額						
当期純損失				△476,097	△476,097	△476,097
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	△476,097	△476,097	△476,097
当期末残高	2,933,933	998,238	998,238	△1,944,323	△1,944,323	1,987,848

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等 合 計		
当期首残高	195,915	195,915	8,996	2,668,858
当期変動額				
当期純損失				△476,097
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	824,739	824,739	—	824,739
当期変動額合計	824,739	824,739	—	348,642
当期末残高	1,020,655	1,020,655	8,996	3,017,500

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

株式会社ディー・エル・イー

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥 村 孝 司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千 原 徹 也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ディー・エル・イーの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ディー・エル・イー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

株式会社ディー・エル・イー

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥村孝司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千原徹也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ディー・エル・イーの2023年4月1日から2024年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、

また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示していると認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月27日

株式会社ディー・エル・イー	監査等委員会
常勤監査等委員	奥原 淳 ㊟
監査等委員	山岸 洋一 ㊟
監査等委員	村上 斐子 ㊟

(注) 監査等委員奥原淳、山岸洋一、村上斐子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）4名全員は任期満了となります。つきましては、任意の指名報酬委員会の意見に基づき、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	ほし ひで お 星 秀 雄 (1970年6月11日生) 新任	1994年3月 在シリア日本国大使館勤務 副理事官 1998年4月 日本放送協会入局 報道局記者 2006年7月 Bloomberg L.P.入社 Staff Writer / Producer 2008年6月 三井物産(株)入社 基礎化学品本部 2013年10月 同社コンシューマーサービス事業本部 2015年9月 (株)レアジョブ 出向 執行役員社長室長 2018年4月 文部科学省「日本型教育の海外展開事業」民間委員（～2020年3月） 2019年9月 三井物産(株)へ帰任 ビジネス推進部次長 2020年10月 同社ウェルネス事業本部 次長 2022年1月 朝日放送グループホールディングス(株)入社 経営戦略局 東京経営企画部マネージャー 2024年1月 同社ビジネス開発局 (株)ONE DAY DESIGN 出向兼務 2024年6月 同社退社（予定）	— 株

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
2	しい き りゆう た 椎 木 隆 太 (1966年12月24日生) 再任	1991年4月 ソニー(株) (現 ソニーグループ (株)) 入社 2001年12月 (有)パサニア (現 当社) 設立 代 表取締役 2012年7月 DLE-ERA 取締役 2012年11月 DLE America, Inc. 代表取締役 2015年7月 (株)TOKYO GIRLS COLLECTION (現 (株)W TOKYO) 代表取締役 2015年7月 ちゅらつぶす(株) 取締役 2016年9月 (株)TOKYO GIRLS COLLECTION (現 (株)W TOKYO) 取締役会長 2016年9月 ちゅらつぶす(株) 代表取締役 2016年11月 AppBeach(株) 代表取締役 2016年12月 (株)エモクリ 代表取締役 (現任) 2017年2月 当社社長執行役員 2018年3月 amadana(株) 取締役 (現任) 2018年3月 (株)アマダナ総合研究所 代表取締役 2018年3月 (株)DLEキャピタル 代表取締役 2019年1月 ちゅらつぶす(株) 取締役 2019年9月 当社取締役執行役員COO兼CIO (現 任) 2019年9月 (株)アマダナ総合研究所 取締役 (現任) 2019年9月 (株)DLEキャピタル 取締役 2020年7月 amidus(株) (現 AMIDUS.(株)) 取締役 2021年11月 (株)CARAVAN Japan 取締役 2022年4月 タイレル(株) 取締役 (現任) 2023年6月 (株)CARAVAN Japan 代表取締役 (現 任) 2023年6月 (株)DLEキャピタル 代表取締役 (現 任)	6,842,380株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
3	にし で まさ ゆき 西 出 将 之 (1965年8月3日生) 新任	1989年4月 朝日放送㈱入社 2016年7月 ㈱ABCアニメーション代表取締役 社長（出向） 2019年10月 朝日放送グループホールディング ス㈱ コンテンツ開発室長 兼 ㈱ABCアニメーション代表取 締役社長 2021年4月 朝日放送グループホールディング ス㈱執行役員 兼 ㈱ABCアニメーション代表取 締役会長 2024年4月 朝日放送グループホールディング ス㈱常務執行役員 兼 ㈱ABCアニメーション取締役 会長（現任）	— 株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
4	わた せ 渡 瀬 ひ ろ み (戸籍名：大塚ひろみ) (1964年11月14日生) 再任	1988年4月 ㈱リクルート入社 1993年5月 同社ゼクシィ創刊ファウンダー 2000年4月 同社アントレ マーケティング・ ディレクター 2004年4月 同社プロワーカーナビ マーケテ イング・ディレクター 2010年4月 ㈱アーレア設立 代表取締役 (現 任) 2013年4月 ㈱トライアムパートナーズ設立 代表取締役 2014年6月 ㈱ばど 代表取締役社長 2016年5月 マックスパリュ西日本㈱ 社外取 締役 2016年6月 タメニー㈱ 社外取締役 (現任) 2016年9月 ㈱アーバンフューネスコーポレー ション 社外監査役 2017年7月 ダイヤル・サービス㈱ 社外取締 役 2018年6月 ㈱商工組合中央金庫 社外取締役 2019年9月 当社取締役 (現任) 2020年4月 虎ノ門ヒルズビジネスインキュベ ーションセンターARCH チーフインキュベーションオフィ サー (現任) 2021年4月 第一フロンティア生命保険㈱ ア ドバイザリー・ボード社外委員 2021年4月 開志専門職大学 客員教授 (現 任) 2022年2月 ㈱フジ 社外取締役 (現任) 2022年5月 学校法人慈恵大学 理事 (現任)	— 株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 星秀雄氏を取締役候補者とした理由は、日本放送協会や朝日放送グループでの豊富な経験と実績がある事に加え、ビジネス領域でも会社経営や新規事業開発に関する深い知見があり、総合的に組織運営力、企画立案力、思考力、判断力に優れていると判断したためであります。
3. 星秀雄氏の上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」の欄には、当社の親会社である朝日放送グループホールディングス株式会社及びその子会社におけ

- る、現在または過去2年間の業務執行者であるときの地位及び担当を含めて記載しております。
4. 西出将之氏を取締役候補者とした理由は、朝日放送グループでの豊富な経験と実績がある事に加え、コンテンツ開発に関する深い知見があり、総合的に思考力、判断力に優れていると判断したためであります。
 5. 西出将之氏の上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」の欄には、当社の親会社である朝日放送グループホールディングス株式会社及びその子会社における、現在または過去10年間の業務執行者であるときの地位及び担当を含めて記載しております。
 6. 渡瀬ひろみ氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営戦略強化に反映していただけると判断したためであります。また、同氏が選任された場合は、引き続き指名報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
 7. 渡瀬ひろみ氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年9ヶ月となります。
 8. 渡瀬ひろみ氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所に、本取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が選任された場合は、同氏を独立役員として届け出る予定であります。
 9. 当社は、渡瀬ひろみ氏との間で、法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。同氏が選任された場合は、期待された役割を十分に発揮できるよう、同氏と同等の内容の契約を締結する予定です。
 10. 取締役小濱直人氏及び取締役今村俊昭氏は、本株主総会の終結をもって、任期満了により退任いたします。
 11. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「4. 会社役員に関する事項（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。取締役候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く取締役のうち1名をいう。以下、本議案において同じ。）、執行役員及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

また、本議案は、会社法第361条の規定に基づき、既に第20回定時株主総会にてご承認いただいている金銭報酬額とは別枠にて、当社取締役に対する報酬等として新株予約権を付与することにつきましても、併せてご承認をお願いするものであります。

なお、第1号議案が原案どおり承認されますと、本議案の対象となる取締役は1名となります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

本新株予約権の価値は当社株価に連動するものであることから、本新株予約権を付与することにより、当社の中長期的な業績を当社役職員の報酬に反映させ、株主と当社役職員の利益とを一致させることができ、これにより、当社役職員の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層喚起するとともに、優秀な人材を確保することが可能となります。

なお、本新株予約権の行使期間は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日から少なくとも2年を経過した日以降に開始となることから、本新株予約権は、権利行使期間開始までの中長期的な業績向上と株価上昇へのインセンティブとして機能するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社取締役、執行役員及び従業員

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式は当社普通株式とし、425,000株を上限とする。ただし、当社が、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により上記目的たる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるもの

とする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換または株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

425,000個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は1株とする。ただし、

(2)に定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数についても同様の調整を行うものとする。

(4) 新株予約権と引き換えに払い込む金銭

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は以下のとおりとする。

2024年4月26日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値である153円

(6) 新株予約権の行使期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から当該決議の日後10年を経過する日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要する。

② 新株予約権者は、新株予約権の行使期間中に、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値が月間470円以上となったとき

は、当該月以降、新株予約権を行使できるものとする。

③ 新株予約権の相続は認められないものとする。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

次のいずれかに該当する場合、当社は当社取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

① 新株予約権の目的である株式の内容として当社が株主総会の決議によってその全部を取得することができる旨の定めを設ける定款変更、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議により承認されたとき）

② 新株予約権者が権利行使をする前に（7）に規定する条件に該当しなくなった場合

③ 新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合

(10) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対

し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（2）及び（3）に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（5）に準じて決定する。

⑤ 新株予約権を行使できる期間

上記（6）に定める新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記（6）に定める新株予約権の行使期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項上記（8）に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。

⑧ 新株予約権の取得事由及び条件上記（9）に準じて決定する。

(12) 新株予約権の行使により生ずる1株に満たない端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(13) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

3. 取締役の報酬等に関する事項

当社取締役に上記ストックオプションを報酬等として付与する理由は、1.に記載のとおりである。

上記ストックオプションとして発行する新株予約権のうち、当社取締役に付与する新株予約権は85,000個を上限とする。

当社取締役の報酬等として付与する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個あたりの公正価額に、当社取締役に割り当てる新株予約権の総数を乗じることにより算定するものとする。新株予約権1個あたりの公正価額とは、新株予約権の割当日の株価及び新株予約権の内容等、諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデル等の株式オプション価格算定モデルを用いて算定した公正な評価単価に基づくものとする。

第3号議案 資本金の額の減少及び剰余金の処分の件

当社は、当事業年度末において大幅な欠損金を計上するに至っております。

つきましては、この欠損金を填補し財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性と機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。

なお、本件は、発行済株式総数は変更せず、資本金の額のみ減少いたしますので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではございません。また、当社の純資産額にも変更はありませんので、1株当たり純資産額に変更が生じるものではございません。

1. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

資本金の額2,933,933,200円のうち2,903,933,200円を減少して、30,000,000円とし、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えいたします。

(2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2024年8月9日を予定しております。

2. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当いたします。これにより、振替後の繰越利益剰余金の額は0円となります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 1,944,323,523円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

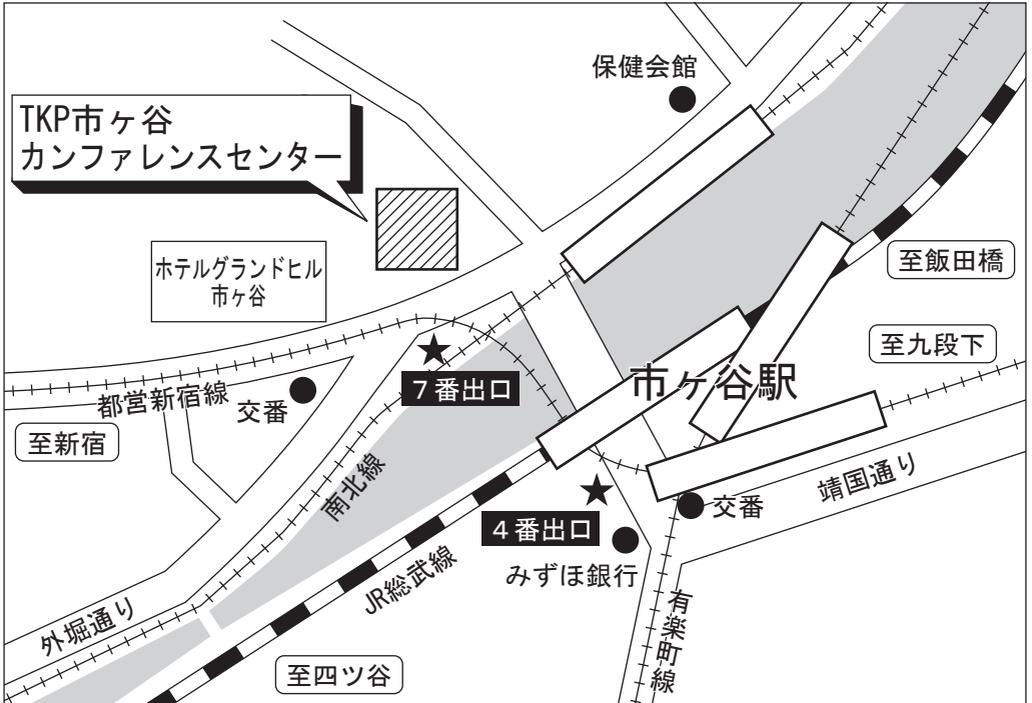
繰越利益剰余金 1,944,323,523円

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区市谷八幡町8番地 TKP市ヶ谷ビル

TKP市ヶ谷カンファレンスセンター 【6F】カンファレンスルーム6D



交通のご案内

- 東京メトロ有楽町線・南北線市ヶ谷駅7番出口徒歩1分
- 都営新宿線市ヶ谷駅4番出口徒歩2分
- JR総武線市ヶ谷駅徒歩2分

※ 駐車場の準備はございません。ご了承ください。